

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」
に基づく基本計画の評価方法について

1 本計画の評価について

当事者部会において、県が行う評価は「行政が採点、評価」をしたと考えられるので、当事者自身が点数をつける、当事者が行う評価の視点を加えてほしい、という意見がありました。いただいた意見を踏まえて「障害当事者の視点」を含めた評価を検討しました。

本計画は、①指標の達成度、②厚生労働省の基本指針に基づく成果目標及び活動指標の数値、③県民（当事者）の意見、を踏まえて、計画に沿った取組みの達成度の評価を行うこととしたいと考えています。

(評価の流れ)

評価内容	評価方法	備考
各課の評価	成果目標の実績値、達成率 主な取組による成果	
	自己評価の取りまとめ	
(一次評価)	4段階評価	評価理由も記載
当事者ヒアリング	意見聴取	一次評価、指標の内容
	当事者部会で報告	意見聴取
最終評価	施策審議会に提出	

※ 指標については、別途調査

2 評価方法について

(1) 評価内容

【必須】

厚生労働省の基本指針に基づく成果目標及び活動指標の数値はこれまでどおりの調査を行う。

【その他の案】

ア 計画の各論1～9を3つに分けて、1年に3つずつ評価を行う。

グループ分けは別紙のとおり。

イ 各論1～9を毎年度評価する。

ウ 対象事業を選定し評価する。対象とする項目は別紙のとおり。

エ 構成事業調査を行い、その結果について当事者その他にヒアリングを行う。

オ 指標の評価は県民ニーズ調査を活用する。

(2) 評価実施方法の案

ア 当事者団体等にヒアリングを行う。

イ 県民ニーズ調査に回答できない18歳未満の子どもの声を聞く。

(協力してくれる学校や事業所への訪問)

ウ 当事者部会委員の協力

(委員からの意見聴取だけでなく、委員の周囲の当事者にインタビューしてもらい報告を受ける等)

(3) 評価していただく対象者（当事者）

障害当事者、家族、支援者

(4) 上記をまとめたもの

案	調査者	対象者	内容	方法
1	県	担当課	厚生労働省の基本指針に基づく成果目標及び活動指標の数値	実績状況の調査
2-1	県 当事者部会員	当事者	ヒアリング	計画の各論1～9を3つに分けて、1年に3つずつ評価を行う (別紙1参照)
2-2				各論1～9を毎年度評価する。
2-3				対象事業を選定し評価する (別紙2参照)
2-4	当事者部会員	当事者	ヒアリング	2-1～3
3	県	担当課	取組の方向性に紐づく事業の内容確認	構成事業調査
4	県	18歳以上の県民	指標の達成度	県民ニーズ調査

3 今後のスケジュール（指標の検討も含む）

10月 障害当事者部会に本日の検討内容を報告

11月 本審議会に当事者部会の意見を報告、指標案および評価方法案について報告

③-(1)-ア 計画の評価グループ 1年に1グループの評価を実施 (別紙1)

基本理念・目標

生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるいのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すこと

グループ1

すべての人のいのちを大切にする取組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり・・・取組みの方向性 15
2. ともに生きる社会を支える人づくり・・・取組みの方向性 28

虐待防止



意思決定支援



グループ1

地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. ともに生きるための意識づくり・・・取組みの方向性 20
8. ともに育つための教育の振興・・・ 27
9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興・ 15

障害の
理解促進



インクルーシ
ブ教育



グループ2

誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3. 安心して暮らせる地域づくり・・・取組みの方向性 20
4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり・・・取組みの方向性 72

地域生活
移行支援



地域における
拠点整備



グループ3

障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり・・・取組みの方向性 60
6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり・・・ 19

ともいき
メタバー
ス



インクルーシ
ブ遊具



③－(1)－ウ 評価対象の「取組みの方向性」選定方法

項目	評価の視点
1 長年にわたり実施している取組み (おおむね10年以上が経過している取組み)	実施背景や社会情勢の変化 取組みの変化、工夫すること
2 計画施行時に開始・拡大した取組み	事業開始・拡大後の実績
3 調査時にトピックスになっているような取組み	取組み状況の変化
4 計画に含めると良い取組み	取組み、事業の足りないもの
5	

(1年目)

上記の項目に該当する取組みをピックアップする。

⇒所管課で評価

⇒当事者その他にヒアリング調査（ヒアリングの方法は他の調査方法と同じ）

⇒所管課の改善の取組みまで施策審議会で報告

(2年目)

⇒新しい事業の紐づけを確認、改善状況を所管課で評価

⇒当事者その他にヒアリング調査

⇒所管課で更なる改善の取組みまで含め施策審議会に報告

(3年目) 2年目と同様